

補足資料（管理番号 98、326：地域振興各法における計画策定手続の簡素化）

【個別事項】

（半島振興法）

計画のスケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示ししているものであるが、半島振興法については平成 27 年中の主務大臣の同意手続を目指したスケジュールをお示ししており、十分な時間的余裕があると考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じているところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。

なお、半島振興法については計画の作成が円滑に進むよう計画作成指針を技術的助言としてお示しする等、地方公共団体の負担を軽減するように努めているところであるが、これと異なる記載が妨げられるものではなく、法に規定された項目を記載するにあたって、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえ、記載内容を工夫していただくことは可能である。また、半島振興法は昭和 60 年に 10 年間の時限法として制定され、本年 3 月に三度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて各道府県において計画作成が行われている。

（離島振興法）

平成 25 年 4 月、改正離島振興法が施行された際にお示した、離島振興計画の策定スケジュールについては、法改正に応じてその内容に即した振興施策を迅速に実施する観点からお示したものであり、お示したスケジュールには十分な時間的余裕があったと考えている。また、これにより難しい場合は個別に相談に応じていたところである。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行う等とした場合、振興施策の迅速な実施が妨げられるおそれもあることから慎重な検討が必要と考えられる。

また離島振興法施行期間内において、新規離島指定や離島解除等が生じたために、離島振興計画の策定・見直し等が必要となる場合においては、地方公共団体の置かれた状況等を鑑み、離島振興計画の策定・見直し等を行っているところであり、個別の状況等については、引き続きご相談頂きたい。

（過疎地域自立促進特別措置法）

過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）、過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）及び過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）の策定については、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）を踏まえ、平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「法」という。）改正により義務付けが廃止され、その内容についても任意的記載事項とされた。一

方で、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言として示すとともに、参考資料として標準的な都道府県計画及び市町村計画の作成例を示しているところ。したがって、作成例の記載と異なる記載が妨げられるものではなく、法の趣旨・目的や各団体の地域特性を踏まえて記載内容を工夫していただくことは可能である。

計画のスケジュールについては、平成 27 年度中に各市町村議会で平成 28 年度以降の市町村計画の議決を受けることができるよう、都道府県の策定する自立促進方針に関する協議スケジュールを示しているところであるが、これにより難しい場合は、個別に相談に応じることを周知しているところ。なお、市町村計画については策定スケジュールを示していないが、法の規定上、当該過疎市町村の属する都道府県の自立促進方針が先に策定されている必要があることに留意する必要がある。仮に、重複を避けるために一律に他の地域振興法の計画等との策定期間の調整を行うこととした場合、いずれかの計画等は早期の策定が必要になり、各団体が検討に必要な時間を十分に確保することができなくなるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。

(山村振興法)

策定スケジュールについては、一律の日程を示しておらず、地域の実情、自主性を踏まえた対応が可能と考えているが、仮に、重複を避けるため、全国一律に策定期間の調整を行う等とした場合には、地方公共団体によって必要なスケジュール感が異なることから、地域によっては必要性に応じた振興施策の迅速な実施に支障を及ぼすおそれがあり、慎重な検討が必要である。

また、山村振興法は昭和 40 年に 10 年間の時限法として制定され、本年 3 月に 5 度目の法期限を迎えることを踏まえて延長及び内容の充実がなされたところであり、この改正を受けて、各地方公共団体の実情を踏まえたスケジュール感で、計画等の作成・検討が行われるものと考えている。

なお、計画等の作成に伴う地方公共団体の負担を軽減する観点から、計画等の作成に関する通知を技術的助言としてお示しする等、円滑な計画等の作成の支援に努めているところである。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)

策定スケジュールについては、①本法が恒久法であることから法期限満了に伴う計画期限が存在しないこと、②御指摘の農林業等活性化基盤整備計画は市町村がその必要性に応じて自主的に策定するものであることから、関係府省による調整の対象としてはふさわしくないと考えている。